

普通自動車免許【通合宿プラン】利用規約

2022年3月12日	制定	第1版施行
2022年7月7日	一部改訂	第2版施行
2023年4月1日	一部改訂	第3版施行
2023年11月15日	一部改訂	第4版施行

この利用規約（以下、「当規約」と言います。）は、株式会社享成自動車学校（以下、「当社」と言います。）が運営する享成自動車学校（岡崎市井田町字茨坪34番地）、および享成自動車学校桜町校（西尾市米津町荒子24）（以下、「当校」と言います。）が提供する普通自動車免許に関する【通合宿プラン】（以下、「当サービス」と言います。）の利用について以下の通り当規約を定めます。ご利用のお客様には、当規約に従い当サービスをご利用いただきます。

第1条「定義」

1. 当規約の「お客様」とは、当規約に同意の上、当サービスをご利用いただく方を言います。
2. 当規約の「教習スケジュール」とは、一定の通学期間、または通学日数を定めた当校指定の教習スケジュールのことを言います。

第2条「適用」

1. 当規約は、お客様の当サービスご利用に関して、当社、およびお客様に適用するものとし、お客様は当サービスを利用するにあたり、当規約を誠実に遵守するものとしします。
2. 当サービスに関して当規約の他、当校の提供するサービス全般に関して定めた基本規約（以下「入校規約」と言います。）があり、当規約は入校規約の一部を構成するものとしします。
3. 当規約の規定が前項の入校規約と異なる場合には、入校規約に特段の定めがない限りは、当規約の規定が優先されます。

第3条「当規約の内容変更」

当校が必要と判断した場合には、お客様の承諾なしに当規約の内容変更ができるものとし、この場合の利用条件等は変更後の当規約に基づきます。なお、当規約の変更内容は、当校が定める方法により随時お客様に告知し、告知した時点から効力が発生します。ま

た、当校が当規約の内容変更を行った後に、お客様が当サービスを利用した場合には、お客様は当規約の変更を承諾したものとみなします。

第4条「入校申込の成立時期」

入校申込手続き後、当サービスの教習料金のお支払いをもって、成立するものとします。

第5条「当サービスの教習料金」

当サービスの教習料金は別紙当サービス料金表によります。

第6条「教習料金の支払い時期」

原則として当サービスの教習料金は入校申込手続き時に、お支払いいただきます。

第7条「変更と終了」

当校はお客様の承諾なしに当サービスの内容や料金を変更、および終了することができるものとします。また、当サービスの内容や料金の変更や終了をする場合には、当校が定める方法により、変更時期や変更内容を事前に告知します。なお、当サービスの変更や終了によりお客様が損害を被られた場合には、当校は一切の責任を負いません。

第8条「当サービスの詳細内容」

当サービスは平日の昼間の時間帯をメインとして、1日2時限、または3時限の技能教習を受講によるスピードコースになります。そのため、教習開始日を指定し、技能教習、および学科教習は当校指定の教習スケジュールに従い受講していただきます。

1. 当サービスの通学日数目安は次の通りです。
 - オートマチック免許・マニュアル車（所持免許なし）：20日間以内
2. 通学日数とは、教習開始以降、卒業検定までの実質の通学日数を言います。
3. 技能検定実施日や休校日、当校の混雑状況により、通学日数が変動することがあります。

第9条「卒業予定日」

教習スケジュールで示す卒業予定日は、あくまで目安でありその日に卒業をお約束するものではありません。教習スケジュールは法令で定める最低の教習時限数で設定しているため、お客様の運転技能の習得状況により、やむを得ず技能教習を延長した場合には、卒業予定日が遅れる事態が発生します。そのため、卒業予定日は目安であり、当初からお約束するものではないということとなります。

第10条「教習スケジュールの確定」

教習スケジュールは入校申込成立時に確定となります。原則としてお客様都合による教習スケジュール変更は対応いたしかねます。

第 11 条「教習スケジュール変更」

1. 入校申込の成立以前に教習スケジュール変更希望のお申し出をいただいた場合、通学日数目安 20 日間以内に収まる変更であれば対応をいたします。なお、通学日数目安が 20 日を超過する変更は対応いたしかねます。
2. 入校申込の成立以降、お客様のご都合による教習スケジュールの変更は、スケジュール変更手数料 1 回につき税込 2,500 円をお支払いいただいた上で、教習スケジュール変更の対応をいたします。
3. 何らかの理由により教習スケジュールに変更があった場合には、当初提示した通学日数に比べ通学日数が増加し、卒業までの期間を要することになります。また、当校の混雑状況により、1 日 1 時限の技能教習受講や学科教習のみの受講となる教習スケジュールを提示することがあります。
4. 技能教習の延長や技能検定、仮免学科試験の不合格となった場合、それ以降の教習スケジュールの対応は以下の通りです。
 - 1) 第 1 段階技能教習が延長となった場合には、それ以降の教習はすべてキャンセルをいたします。なお、第 1 段階の修了までの技能教習をその都度予約を取得し、仮免許取得後に、改めて第 2 段階の教習スケジュールを作成いたします。
 - 2) 修了検定、または仮免許学科試験が不合格になった場合には、それ以降の教習はすべてキャンセルをいたします。なお、修了検定合格後、または仮免許取得後に、改めて第 2 段階の教習スケジュールを作成いたします。
 - 3) 第 2 段階技能教習が延長となった場合には、第 2 段階の修了までの技能教習をその都度予約を取得し、教習スケジュールの作成は行いません。
 - 4) 上記 1)、および 2) に該当した場合には、スケジュール変更手数料税込 2,500 円をお支払いいただきます。

第 12 条「スケジュール変更手数料除外対象」

以下の理由によって教習スケジュールに従い教習受講ができず教習スケジュール変更が必要になった場合には、スケジュール変更手数料のお支払い対象から除外します。

1. 変更の理由が当校に原因があると、当校が判断した場合
2. 発熱や怪我等、急な体調不良の場合
(医師の診断書を提出していただく場合があります。)
3. 災害、事故等により公共交通機関に遅延や運休が発生した場合
4. 変更理由がお客様の不可抗力によるものの場合
5. 忌引きの場合

6. 天災地変や悪天候、車両や設備の故障を含む不慮の事故等で教習中止を当校が判断した場合

第 13 条「教習のキャンセル」

1. 教習のキャンセル料金は入校規約第 16 条「教習のキャンセル」の規定の通りです。
2. 教習のキャンセルがあり教習スケジュールに変更が発生した場合には、当規約第 14 条「スケジュール変更」に規定するスケジュール変更手数料のお支払い対象となります。

第 14 条「入校申込の締め切り」

1. 原則として各教習開始日の 2 週間前が入校申込の締め切りとさせていただきます。
2. 当サービスは各教習開始日により定員を設定しているため、定員に達し次第、入校申込の締め切りとさせていただきます。

第 15 条「当サービスの利用解除」

1. 以下に該当した場合には、当サービスの利用を解除いたします。
 - 1) スケジュール変更手数料のお支払いが 4 回目に達し、次回 5 回目のスケジュール変更が発生した場合
 - 2) お客様の都合により、当規約第 8 条に定める時間帯をメインとした教習スケジュールの作成が困難と当校が判断した場合
 - 3) 上記の他、当サービスの提供が困難と当校が判断した場合
2. 当校が当サービスの利用解除を判断する場合には、事前にその旨通知をします。
3. 利用解除となった場合には、当サービスのお支払い済み教習料金（スケジュール変更手数料をお支払いの場合は、その合計料金も含まれます。）と基本サービスとの差額料金をお支払いいただきます。

第 16 条「その他の事項」

1. 当サービスにはオプションで定める「サポートバック」は対象外となります。
2. 当規約第 8 条に定める通学日数目安は、入校規約第 14 条「規定の教習時限数」に規定する、規定の教習時限数により設定するものです。そのため、技能教習の延長や技能検定不合格時の補修教習、仮免学科試験の再受験、技能検定の再受検の日数は含みません。ただし、技能教習の延長等により、通学日数の大幅な増加が発生する場合には、当規約第 15 条「当サービスの利用解除」により、利用解除の通知することがあります。
3. オンライン学科教習をご利用の場合、オンラインにて受講可能な学科教習は教習スケジュールに反映されません。そのため、お客様ご自身でオンラインにて学科教習

を計画的に受講していただきます。なお、未受講の学科教習等があった場合には、技能検定の受検資格が満たされませんので、ご注意ください。また、第1段階学科教習未受講があった場合には、教習スケジュール変更が発生し、教習スケジュール変更手数料のお支払い対象となります。

2023年11月15日
株式会社享成自動車学校
享成自動車学校
享成自動車学校桜町校